

平成26年6月第2回松阪市議会定例会

請願文書表

受理番号	請願第6号
受理年月日	平成26年7月2日
件名	集団的自衛権行使容認について政府への意見書提出に関する請願
請願者の住所及び氏名	松阪市西之庄町8-2 松阪九条の会呼びかけ人 代表 大平 誠 松阪市久保田町4-1 松阪九条の会呼びかけ人 代表 多喜 正男 松阪市垣鼻町1762-6 松阪九条の会呼びかけ人 代表 三好 孝
請願要旨	別紙のとおり
紹介議員	海住 恒幸 松田 俊助 久松 倫生

集团的自衛権行使容認について
政府への意見書提出に関する請願

平成26年 7月 2日

松阪市議会議長 中島清晴様

請願者 松阪九条の会呼びかけ人代表

松阪市西之庄町 8-2 大平 誠

松阪市西之庄町 4-1 多喜 正男

松阪市垣内町 1762-6 三好 孝

紹介議員

松田 俊 剛 海住 恒 幸

久松 倫 生

集团的自衛権行使容認について政府への意見書提出に関する請願

請願趣旨

日本は、憲法において国際紛争は軍事力ではなく話し合いで解決すると決め、歴代内閣も、日本が攻撃されていないのに他国に武力で協力する集团的自衛権の行使は認めてきませんでした。それを、今回、周辺国との緊張が高まったとして、行使を認める閣議決定を行いました。

集团的自衛権の行使容認は日本の安全保障政策を大きく変えるものです。このような重大な国の進路の変更を一内閣の判断で行うことに対し、「立憲主義の否定」として多くの法律家や弁護士、識者などから強い疑念や厳しい指弾の声があがっています。私たち九条の会は、憲法9条を守り生かすために様々な取り組みをしてきました。現在、署名活動にも取り組んでいますが、多くの市民から今の事態に対する不安の声を聞きます。そして、国民の多数は解釈改憲に反対です。にもかかわらず、国民的議論の場もなく閣議決定されたことは残念でなりません。

以上の見地から、地方自治法第124条の規定により、貴議会が政府に対し、集团的自衛権行使容認の閣議決定を白紙にもどすよう求める意見書を提出していただくことを請願します。

請願事項

貴議会が政府に対し、集团的自衛権行使容認の閣議決定を白紙にもどすよう求める意見書を提出していただくこと。

